

先日閣議決定された「平成 24 年度税制改正大綱」について、地方税財源を確保するという観点からとりまとめいただいたことに敬意を表します。特に、自動車取得税について、円高対策を理由として、廃止、抜本的な見直しを早急を実施すべきとの意見がありましたが、エコカー減税の継続やエコカー補助金の創設といった対策を講じた上で、自動車取得税を堅持することにより、市町村分も含め地方の税財源を確保いただいたことに感謝申し上げます。

いよいよ平成 24 年度地方財政対策や社会保障・税一体改革の議論が大詰めを迎えますが、厳しい地方財政の実情を踏まえ、地方税財源の充実のために引き続きご尽力を賜りますようよろしくお願いいたします。

1 平成 24 年度地方財政対策について

平成 24 年度地方財政対策においては、「中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）」を踏まえ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、地方一般財源総額について、実質的に平成 23 年度の水準を下回らないよう確保するとされた概算要求の考え方を貫徹いただきたい。

特に、地方交付税については、三位一体改革時の 5 兆円にも及ぶ巨額の削減が、現在の様々な地方行財政上の課題に対応できない状況の原因となっており、最近、地方交付税削減分の一部が復元されたことにより、住民生活に不可欠な行政サービスの提供がかるうじて可能になっている。

このような状況に鑑み、平成 24 年度の地方交付税については、東日本大震災からの復旧・復興に係る地方負担分等について震災復興特別交付税を別枠で確保した上で、歴史的な円高を踏まえた地域経済活性化・雇用対策、東日本大震災を教訓とする防災・減災対策等に前向きに取り組めるよう、大変厳しい環境下ではあるが、総額の増額を図っていただきたい。

2 社会保障・税一体改革について

社会保障・税一体改革については、障害者施策や生活・就労一体支援を含めた総合的な社会保障の全体像を国民に明確に示していただきたい。また、消費税の引上げを含む税制抜本改革を行う際には、地方が社会保障制度において果たしている大きな役割を踏まえ、地方の社会保障サービスの提供に必要な不可欠なマンパワーの確保や、乳幼児や障害児(者)医療費助成等の住民生活に不可欠な地方単独事業を含めて、社会保障サービスを持続的に提供できるよう、地方消費税の引上げなどにより偏在性の小さい安定的な財源を確保いただきたい。

3 各種基金事業について

世界同時不況から脱するため平成 21 年度第 1 次補正予算等で創設した基金については、最近の厳しい社会経済情勢を踏まえ、基金事業の期間延長などを求めてきたところ、既に国の第 3 次補正予算において、一部基金の積み増しや期間の延長が実現した。妊婦健診の無料化など平成 24 年度予算編成過程でその取扱いを検討するとされたものについても、平成 24 年度以降引き続き実施できるよう必要な財源措置を講じていただきたい。

4 今後の税制改正について

(1) 地球温暖化対策のための税については、平成 24 年度税制改正大

綱において、「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされたことを踏まえ、今後の税制改正論議を通じて、地球温暖化対策に地方公共団体が果たす役割を適切に反映した新たな地方税源化等の制度を速やかに創設いただきたい。

(2) 自動車取得税について、今後見直しを行うとされているが、

- ① 自動車の取得の事実には担税力を認めて課税するものであって消費税とは課税根拠が異なること
 - ② 偏在性が少なく、税額の約 7 割を自動車取得税交付金として交付される市町村にとっても貴重な税源であること
- 等から、具体的な代替税財源を確保することなく廃止することは容認できず、堅持していただきたい。

全国知事会 地方税財政特別委員長

富山県知事 石井 隆一